



成迫社会保険労務士法人
〒390-0817 長野県松本市巾上9-9
TEL0263-33-2223/FAX0263-33-2299

株式会社 経理代行
〒390-0816 長野県松本市中条2-20
TEL0263-38-7300/FAX0263-38-7301

ストレスチェックが義務化になります！！（平成27年12月1日施行、1年内に実施）

＜常時使用労働者数 50人以上の事業主が対象＞

近年、精神疾患による労災認定が急増しています。平成24年の厚生労働省における調査では、3年連続で過去最多の475人となっています。そこで事業主の義務として従業員のメンタル不調を未然に防止するための措置としてストレスチェックが導入されます。

具体的な要件と大まかな流れは以下の通りです。

必要回数	年1回
実施者	医師、保健師、精神保健福祉士、看護師（一定の研修受講者） ・一般的には産業医が共同実施者となる
実施時期	定期健康診断時が管理し易い
従業員は何をする？	職業性ストレス簡易調査票にしたがって回答する形式
事業主は何をする？	ストレスチェックの方針の策定 衛生委員会での審議 ・実施者、実施方法の確定 従業員への周知 ストレスチェックの実施 ・デリケートな問題なので従業員の受検は義務ではないが、受検する事を促す必要あり。 ストレスチェックの結果、高ストレスと判断された従業員から申出があった場合、医師による面接指導を受けさせなければならない。 、の結果、必要に応じて配置転換などの就業上の措置を講じなければならない。

現在は、常時使用労働者数50人以上の事業主が対象となっていますが、業務上の心理負荷に起因する精神疾患に対して事業主責任が問われる時代です。日頃から、従業員に声かけをするなど、コミュニケーションを図り、ちょっとした変化に気を配るなどの対応が望ましいですね。

制度施行目前です。義務化対象事業主の方は、弊社担当までご相談下さい。

社会保険料負担を抑える方法があります ~算定基礎届の年間平均~

4~6月が繁忙期になる業種や部署では、算定基礎届に年間平均を適用することで社会保険料を抑えることができる場合があります。3月決算法人の経理部、総務部で労務手続きをしている部署などでは対象者がいるかもしれません。

9月分から1年間の健康保険・厚生年金保険料は、通常4~6月の報酬の月平均額で決まります。ですが、下記の条件を満たせば前年7月~当年6月の報酬の月平均額を標準報酬月額として決定受けることもできます。

条件1：年間平均と4~6月の平均額に2等級以上の差がある

条件2：この差が例年発生することが見込まれる

【注意点】

- ・被保険者本人の同意が必要です。
- ・低い標準報酬月額を採用したときには給付額（傷病手当金など）も下がります。
- ・老後に受ける老齢厚生年金も標準報酬月額が計算の基となるため影響が生じます。